

— 第2部 第1回協議会資料 —

【木材産業振興課】

- 1 特用林産について P1~P3

【木材増産推進課】

- 2 自伐林家等林業機械レンタルについて P4

- 3 緊急間伐総合支援事業について P5

【森づくり推進課】

- 4 小規模林業総合支援事業について P6

- 5 小規模林業アドバイザー派遣等事業について

- ① アドバイザーの派遣について P7~P8

- ② 先進地現地研修支援について P9~P10

- ③ 安全装備等の導入支援について P11~P13

- ④ 傷害総合保険加入促進事業について P14

- ⑤ 蜂刺され対策事業について P15

- 6 高知県立林業大学校「短期課程」について P16~P17

- 7 労働安全について P18~P27

- 8 意見交換会資料 P28~P30

自伐林業^{+PLUS}

～特用林産振興のススメ～

特用林産物の生産は、中山間地域の貴重な収入源として位置づけられています。一方で、過疎化、高齢化による生産者の減少が加速しているのが現状です。このため、少ない労働力で、年間50万円程度を目安とした収入が期待できる品目の導入が必要です。

<<年間50万円程度の収入が見込める品目>>

<林内活用>

【きのこ栽培】

■ シイタケ、ナメコ原木栽培

- ✓ 間伐施業地を“ほだ場”として活用できる。
- ✓ 原木栽培のシイタケは、価格が高値安定。特に冬場の原木シイタケが品薄となっており市場からの増産要請が強い。
- ✓ ナメコ栽培には、ヒノキ原木も利用できる（広葉樹と比較して発生量は少ない）。

■ アラゲキクラゲ菌床栽培

- ✓ 国内消費量は年間2万5千トンにも及ぶが、その93%は中国産の乾燥品である。
- ✓ 生のアラゲキクラゲは食感に優れており、急速に人気上昇している。
- ✓ 主に気温の高い5月から10月に発生するため、他のきのここと競合しない。
- ✓ 簡易散水できるビニールハウス等が必要であるが、栽培管理は容易である。

【山菜】

■ ウワバミソウ（あかみず）

- ✓ 湿ったやや暗い林内に分布する東北地方で人気の山菜。栽培は極めて容易であり、春から夏まで収穫が可能である。

■ オオバギボウシ（うるい）

- ✓ やや明るい湿った林縁や林内に分布する山菜。もみ殻やおがくずを用いて軟化栽培したものは、特に人気が高い。

■ イタドリ

- ✓ 古くから高知県内で親しまれている山菜である。近年、全国的に人気が高まりつつあり、耕作放棄地を活用した栽培が進められている。

【花木類】

■ サカキ、ヒサカキ

- ✓ やや明るい人工林内に普通に見られる。多く分布する場所においては、林内整備、台切りにより継続した収入が期待できる。

■ アセビ

- ✓ 山取花木類は、供給量が減少していることから市場性が高い。

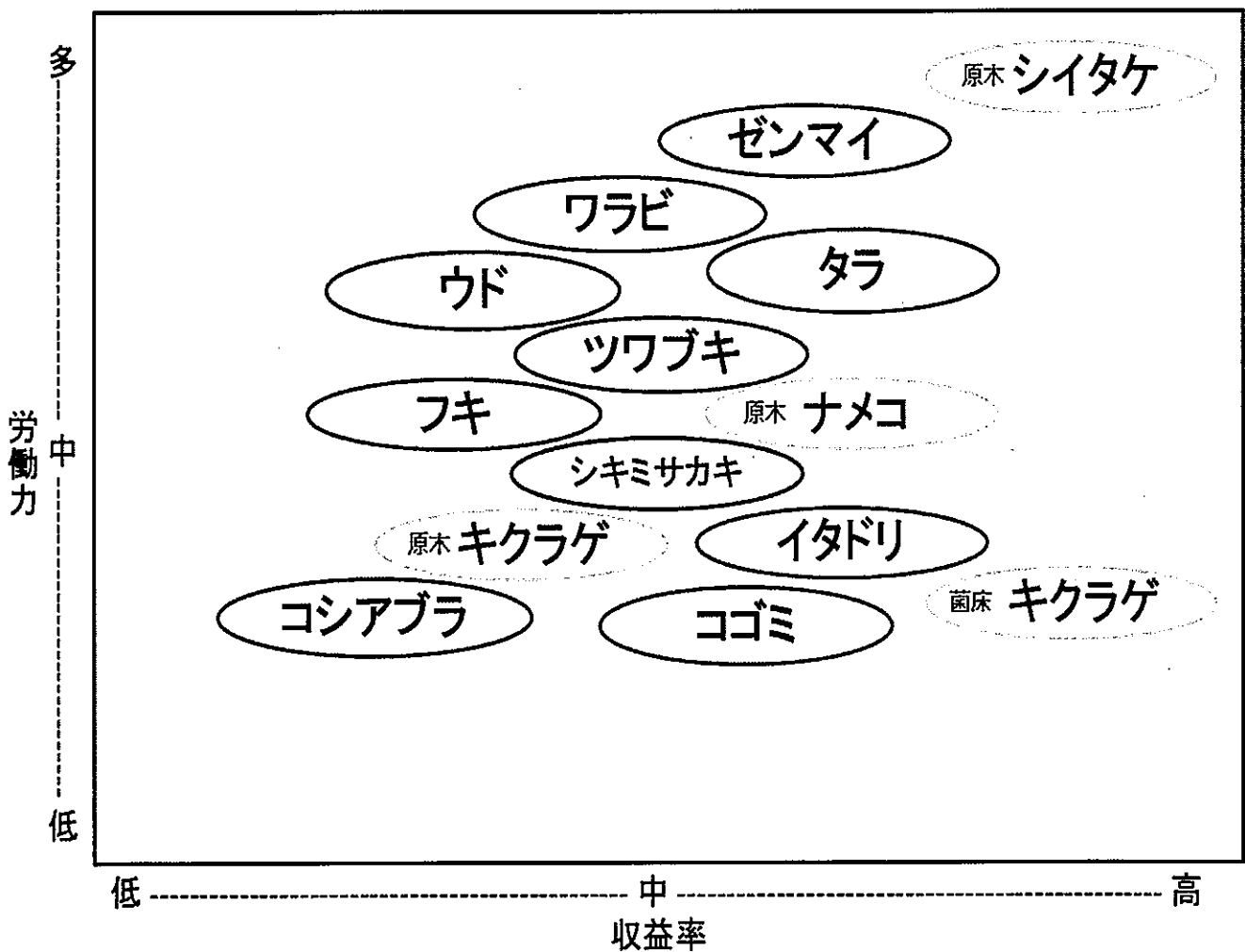
<広葉樹等の有効活用>

- シイタケ原木栽培（ナラ類、シデ類、シイ類、クルミ類など）
- ナメコ原木栽培（サクラ類、ナラ類、シデ類、シイ類、ヒノキ、スギなど）
- 薪（ナラ類、シイ類、カシ類、クヌギ、ケヤキ、サクラなど）
- 木炭（クヌギ、ナラ類、カシ類など）

<耕作放棄地活用>

- 強湿地：フキ、コゴミ
- 弱湿地：イタドリ、ゼンマイ
- 普通地：ワラビ、ウド、ツワブキ
- 乾燥地：タラ

<主な特用林産物の生産性と収益性のめやす>



<<研修の開催>>

令和4年度林業大学校短期課程（一般を対象とした特用林産関係講座）

地域おこし

細科目/内容	日程・時間・場所	日数	定員	受講料
地域おこし1: 特用林産で地域おこし（黒炭燻） 黒炭の一連の製炭工程や術品・販売などを体験	12月5日(月) 13:30～16:00 12月6日(火) 9:00～16:00 12月7日(水) 9:00～16:00 12月18日(日) 9:00～12:00 街原町、高知市日曜市	4	10名程度	2,080円
地域おこし2: 特用林産で地域おこし（土佐備長炭燻） 土佐備長炭の一連の製炭工程を体験	1月30日(月) 13:30～16:00 1月31日(火) 9:00～16:00 2月1日(水) 9:00～16:00 2月2日(木) 9:00～16:00 2月3日(金) 9:00～12:00 喜戸市羽根町	5	10名程度	2,600円
地域おこし3: 特用林産で地域おこし（シキミ・サカキ燻） シキミ・サカキの栽培方法（座学と実習）、販売方法 県内外の情報、園場見学、市場見学など	11月18日(金) 9:00～16:00 11月25日(金) 9:30～15:00 12月2日(金) 7:20～14:30 労働センター、土佐町内、 土佐花き園芸市場ほか	3	15名程度	1,560円
地域おこし4: 特用林産で地域おこし（きのこ燻） きのこの生態や種類及び栽培方法など	未定	3	15名程度	1,560円
地域おこし5: 特用林産で地域おこし（山菜燻） 山菜の生態や種類及び栽培方法など	未定	2	15名程度	1,040円

※日程は年度当初の予定であり、変更する場合がありますので再度ご確認ください。

<<特用林産関連補助事業>>

特用林産関連補助事業（県単事業）

事業名	事業内容（抜粋）	補助要件及び補助率	事業主体の要件
地域林業 総合支援事業	・地域林業振興事業 地域林業振興に効果が認められる事業 例：自定式ラジコン動力噴霧器	・補助率：1/2以内	市町村等、森林組合連合会等の 広域活動団体、森林組合、 農業協同組合、農事組合法人、 林業者等の組織する団体 （3人以上必要）、 集落活動センター運営組織、 地域材を利用する法人 （特用林産振興事業のみ）など
	・作業道整備事業 緊急間伐総合支援事業（作業道整備） の対象とならない木炭等林産物の生産 に必要な作業道の開設又は整備	・補助率：定額 ・路面整備、開設、丸太積み工、 洗い越し工	
	・特用林産振興事業（H29～） 特用林産業の振興に効果が認められる 事業に要する経費 シキミ・サカキ燻炭及び改良 きのこ用原木、種駒等の購入	・補助率：1/2以内 ・購入シキミ燻炭：160円/本 ・購入サカキ燻炭：150円/本 ・改良：100千円/ha ・きのこ用流通原木：150円/本 ・種駒、おがくず菌、成型菌：1/2以内	
※原則、市町村を通じた補助事業 ※地域材を利用する法人とは、 県内で生産された木材、原木を 80%以上利用するもの			

特用林産関連補助事業（人材育成）

※木材産業振興課

事業名	事業内容（抜粋）	補助要件及び補助率	事業主体
高知県特用林産業 新規就業者支援事業	特用林産業新規就業者の確保 育成を図るための研修生及び 研修生受入生産者等への支援	【新規特用林産業従事予定者】 ・15歳以上65歳未満 ・研修終了後1年以内に就業を予定している 者に対する研修生活費、資材費等 ・補助率 150,000円/月（2/3以内） ・【対象研修受入生産者等】 ・特用林産業の経験が5年以上 ・研修期間は6月以上2年以内 ・補助率 50,000円/月（10/10以内）	市町村

※森づくり推進課

自伐林家等林業機械レンタル

事業のポイント

近年稼働した大型製材工場や県内2箇所の木質バイオマス発電所及び、隣接県で稼働した大型製材工場等により、さらに拡大する原木需要に対して、県内の木材加工施設等が必要とする原木を確保するため、自伐林家等小規模林業を実践する者が行う原木生産に必要な林業機械等のレンタルを支援することにより、原木の増産を図ります。

また、原木の安定供給のため、補助事業により生産された原木は、県内に住所を有する原木市場、製材工場及び木質バイオマス発電所等へ優先して供給（出荷）していただくことにより、地域に必要な原木生産の一翼を担う林業就業者として活躍していただきます。

【事業の内容等】

事業主体：高知県小規模林業推進協議会の会員

補助事業者：市町村（事業実施される方は、市町村に事業計画書及び補助金交付申請をしていただくようになります）

補助対象経費：レンタル料及び回送に要する経費（ただし、消費税及び返却時の修繕費等を除く）

補助対象機械等：バックホウ(0.25m³規格(旧JIS)相当以下)、林内作業車、ダンプトラック等
木材の集材・運搬に必要な機械。

補助率：2分の1以内

補助金額の上限は林業機械の種類で2通りに区分。

① 補助金額の上限：15万円/月・台

対象機械：バックホウ（6～8t：0.25m³相当、グラップル付き含む）、
普通トラック、ダンプトラック、トラッククレーン、林内作業車

② 補助金額の上限：10万円/月・台

対象機械：上記①以外の林業機械（バックホウ(6t未満)、ブレーカ等）

レンタル期間：3ヶ月以内

予算額：5,000千円（令和3年度 5,000千円）

＜採択要件＞

- （1）補助事業により生産された原木は、県内に住所を有する原木加工流通施設等[※]へ優先して供給（出荷）しなければなりません。
- （2）レンタルにより新たに小規模林業に取り組む方は問題ありませんが、既に原木を生産している方は過去3年間（生産量が「0」の年も含む）の平均生産量を上回る原木の生産をしていただく必要があります。
ただし、当年度の計画が作業道開設のみの場合は、当該作業道を利用して搬出する次年度の素材生産量により判断することができます。
- （3）対象となる樹種は、スギ・ヒノキ・広葉樹（木炭・椎茸栽培用含む）とします。
- （4）安全な施業を実施するために、事業主体は、レンタル機械の操作に必要な研修の受講や資格を取得してください。
- （5）補助金の申請後に、レンタル機械が変更・追加・廃止になる場合は事前に変更申請が必要です。
また、補助金額の増加及び30パーセントを超える減額となる場合も事前に変更申請が必要です。
- （6）機械は法人登録されたレンタル会社等からレンタルしてください。（個人が所有するレンタル機械は対象となりません。）
- （7）レンタルの費用の補助残は自己負担でお願いします。（他の補助事業との重複禁止）
- （8）補助事業の申請等に使用した関係書類は、5年間大切に保管して下さい。

※ 上記（1）の「原木加工流通施設等」とは、原木市場、製材工場、木質バイオマス発電施設、木質ペレット製造施設、温泉施設、チップ工場、木炭生産・椎茸栽培を営む者を含みます。

【利用上限年数の設定】

補助事業の利用上限年数は、平成27年度から通算して3年間となります。

なお、この要件は激変緩和措置として令和4年度から適用します。

（例：H28・R元・R3年度の通算3年間利用した場合は、令和4年度は利用できません）

事業名	令和3年度	令和3年度	令和4年度	左の財源内訳		
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
緊急間伐総合支援事業費	68,000	66,000	65,000		(入) 20,000	45,000

1 目的

森林の公益的機能を高めるとともに、森林資源の質的充実を計画的に推進するため、未整備のまま高齢林へと移行している人工林の間伐を緊急に行う。

2 内容

(1) 緊急間伐総合支援事業費補助金

①公益林保全整備事業 (20,000千円 (入)20,000千円)

水源かん養機能等の公益的機能が低い人工林の保育間伐を推進することで、荒廃森林の発生を防止し、森林の持つ公益的機能が効果的に発揮される森林の整備に要する経費に対し補助する。

採択要件：3 齢級以上の保育間伐を行う人工林で、下記の要件を満たすもの

- ①保安林又は市町村森林整備計画に規定される森林の機能うち、水源かん養機能又は、その他の機能(木材生産機能を除く)のいずれかが高い森林
- ②集約化が図れておらず、国庫補助事業の対象とならない森林

補助先：市町村

実施主体：市町村、森林組合、生産森林組合、林業事業体等、森林所有者(自伐林家等を含む。)

補助率：定額 80,000円/ha

補助期間：H30～R4

②森林整備支援事業 (45,000千円 (-)45,000千円)

ア 搬出間伐実施事業 20,500千円

造林事業の補助対象とならない森林において、間伐実施に係る伐採及び搬出集積に要する経費に対して補助する。

採択要件：7 齢級～標準伐期齢の2倍(スギ14齢級、ヒノキ18齢級)で本数間伐率おおむね20%又は30%以上伐採、うち80%以上を搬出集積

補助先：市町村

実施主体：森林組合、生産森林組合、林業事業体等、森林所有者(自伐林家等を含む。)

補助率：定額 183,000円/ha (間伐率30%)、122,000円/ha (間伐率20%)

補助期間：H30～R4

イ 作業道整備事業 24,500千円

造林事業の補助対象とならない森林において、作業道の整備に要する経費に対して補助する。

補助先：市町村

実施主体：森林組合、生産森林組合、林業事業体等、森林所有者(自伐林家等を含む。)

補助率：定額 1/2以内

作業道開設 500～1,500円/m

路面整備 100～200円/m

丸太積工 700円/m

洗い越し工 6,000円/箇所

作業ポイント 55,000円/箇所

災害復旧 事業費の1/2以内

補助期間：H30～R4

3 令和3年度に実施した主な事業の実績

公益林保全整備事業 236.49ha

森林整備支援事業 搬出間伐実施事業 83.91ha、作業道整備事業 28,074m、路面整備 4,527m

令和4年度 小規模林業に関する支援制度

実践にあたっての課題

道具

一定の初期投資が必要

間伐・作業道等

継続した支援制度が必要

技術力向上

研修を受ける機会がない

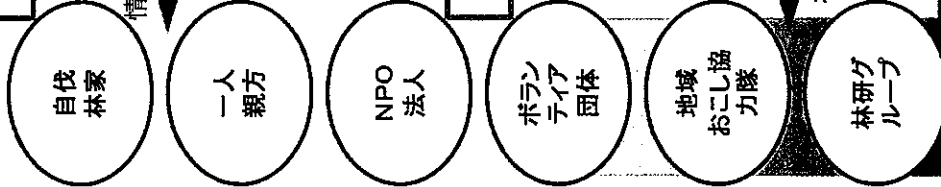
事業地

確保できない

安全対策

安全対策が不十分

小規模林業者とは



総勢 約1,500名

高知県小規模林業推進協議会

- 活動内容
- 情報共有
 - スキルアップ研修
 - 活動報告
 - 意見交換要望



政策パッケージ

道具

- 森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費
 - ・活動を実施するために必要な資機材購入
- 自伐林家等林業機械のレンタル【5,000千円】
 - ・協議会登録者に対し林内作業車等支援(補助率1/2)

間伐・作業道等

- 造林事業
 - ・撤出間伐、作業道開設
- みどりの環境整備支援交付金【17,880千円】
 - ・造林事業の嵩上げ
- 緊急間伐総合支援事業費【65,000千円】
 - ・木材の搬出を伴う間伐支援(20%:122千円/ha、30%:183千円/ha)
 - ・作業道開設等への支援(開設、路面整備、丸太積工、洗い越し工等)

技術力向上

- 林業大学校研修事業費【31,494円】
 - ・林業大学校(短期課程)研修業務等委託料
- 小規模林業総合支援事業費
 - ・小規模林業者育成支援事業【2,319千円】
 - 《市町村が小規模林業者を育成・支援するためのOJT研修へ助成》

事業地

- 小規模林業総合支援事業費
 - ・林地集約化支援事業【1,053千円】
 - 《市町村等が行なう集約化に要する経費の一部を助成(補助率1/2)》

安全対策・その他

- 小規模林業実践アドバイザー派遣等事業費【6,050千円】
 - ・アドバイザー派遣《実践者の要請により現場指導者を派遣》
 - ・先進地現地研修支援《先進地(現場指導者の施設現場等)での現地研修の実施》
 - ・実践現場安全点検パトロール《実践している現場を安全指導員が巡回し、安全指導を実施》
 - ・安全装備導入促進《安全装備等の導入に要する経費の補助》
 - ・傷害総合保険加入促進《実践者が支払う傷害総合保険加入に要する掛け金の補助》
 - ・蜂刺され対策促進《自動注射器等の導入に要する経費の補助》
- 小規模林業総合支援事業費
 - ・林業体験ツアー開催支援事業【1,469千円】
 - 《市町村等が行なう林業体験ツアーに要する経費の一部を助成(補助率1/2)》
 - ホームページ運営管理(協議会HP運営)【1,553千円】

効果

原木生産の拡大

担い手の確保

移住の促進

アドバイザーの派遣について

小規模林業を実践する方からの要請に応じ、作業道の開設、間伐木の選定、搬出間伐等の現場指導ができる林業実践アドバイザーを派遣する事業です。

1 補助対象経費

アドバイザーに支払う報償費を補助します。
(※会員の皆さまの自己負担はありません。)

- ① アドバイザーへの報償費
- ② アドバイザーへの旅費

※アドバイザーへのお支払いは、林材業労働災害防止協会高知県支部が行います。

2 補助率・補助上限額

定額。ただし、報償費は、1日当たり2万4千円、宿泊費は7千3百円、交通費は9千円を上限とします。

(※派遣日数は1人当たり最大3日間まで。1回/年限り。)

(※通算で3年間しか利用できないものとします。)

3 補助要件

アドバイザー派遣を申請する者が会員であること

事例1

◆アドバイザー派遣日数：2日間

◆アドバイスを受ける人数：10人

1日目 ◆希望するアドバイス内容：選木、伐倒

選木、伐倒技術、安全対策など

2日目 ◆希望するアドバイス内容：搬出間伐

軽架線を用いた搬出技術、小型フォワーダーを利用した運搬技術など

補助対象経費

- ・報償費：2日分
- ・旅費：2日分

事例2

◆アドバイザー派遣日数：3日間

◆アドバイスを受ける人数：6人

1日目 } ◆希望するアドバイス内容：作業道開設、選木、伐倒、搬出間伐

2日目 } 災害に強い作業道の開設方法、作業道の修復方法など

3日目 }

補償対象経費

- ・報償費：3日分
- ・旅費：3日分

4 その他

- 林業労働災害を未然に防ぐ観点から、アドバイザーによる現地指導を受けた後、安全指導員による労働安全衛生の指導を受けていただきます。なお、会員の皆さまの自己負担はありません。
- 予算に限りがありますので、補助金を活用される方は、「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に確認してください。
- 交付申請書は速やかに「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に提出してください。なお、各年度の交付申請書の最終提出期限は、2月28日までとします。

アドバイザーの
派遣に関する
お問合せ先

林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）

電話番号：088-856-5721

先進地現地研修について

小規模林業を実践する方からの要請に応じ、作業道の開設、間伐木の選定、搬出間伐等の現場指導ができる林業実践アドバイザーの事業地を訪問する事業です。

1 補助対象経費

アドバイザーに支払う報償費を補助します。

(※会員の皆さまの自己負担はありません。)

① アドバイザーへの報償費

※アドバイザーへのお支払いは、林材業労働災害防止協会高知県支部が行います。

2 補助率・補助上限額

定額。ただし、報償費は、1日当たり2万4千円を上限とします。

(※訪問日数は1人当たり最大3日間まで。)

(※通算で3年間しか利用できないものとします。)

3 補助要件

先進地現地研修を申請する者が会員であること

事例1

◆先進地現地研修日数：2日間

◆アドバイスを受ける人数：10人

1日目 ◆希望するアドバイス内容：選木、伐倒

選木、伐倒技術、安全対策など

2日目 ◆希望するアドバイス内容：搬出間伐

軽架線を用いた搬出技術、小型フォワーダーを利用した運搬技術など

補助対象経費

・報償費：2日分

事例2

◆先進地現地研修日数：3日間

◆アドバイスを受ける人数：6人

1日目

2日目

3日目

◆希望するアドバイス内容：作業道開設、選木、伐倒、搬出間伐

災害に強い作業道の開設方法、作業道の修復方法など

補償対象経費

・報償費：3日分

4 その他

- 林業労働災害を未然に防ぐ観点から、先進地現地研修を受けた後、安全指導員による労働安全衛生の指導を受けていただきます。なお、会員の皆さまの自己負担はありません。
- 予算に限りがありますので、補助金を活用される方は、「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に確認してください。
- 交付申請書は速やかに「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に提出してください。なお、各年度の交付申請書の最終提出期限は、2月28日までとします。

アドバイザーの
派遣に関する
お問合せ先

林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）

電話番号：088-856-5721

安全装備等の導入支援について

県では、小規模林業推進協議会員の皆様を対象に、労働安全衛生の向上を図っていただくため、下記のとおり「安全装備等の導入支援」を行います。

「安全装備導入支援」には、新規参入支援と継続活動支援の2つのタイプがあります。

補助要件に該当される方は、ぜひ積極的にご活用願います。

1 補助対象経費

安全装備等の購入費

安全装備等とは

保安帽、イヤーマフ、フェイスガード、防振手袋、チェーンソー防護衣（ズボン、チャップス、ジャケット等）、先芯入り滑り止め付き作業靴等
※詳しくは、「安全装備等の導入支援対象商品一覧表」をご覧ください。

2 補助率・補助上限

1/2以内。ただし、安全装備等購入費の上限は1人当たり4万円を上限とする。

3 補助要件（新規参入支援）

- ①会員であること
- ②指定された3つの特別教育を全て受講した者

指定された3つの特別教育とは

- ・（小型）車両系建設機械特別教育
- ・走行集材機械運転業務特別教育
- ・（簡易）架線集材装置等運転業務特別教育

※高知県立林業大学校短期課程で受講することができます。

（開催日時などは「高知県立林業大学校資格取得コース一覧表（小規模林業・ボランティア向け）」をご覧ください。）

受講を希望される方は、下記にお問い合わせください。

研修に関する
お問合せ先

高知県立林業大学校短期課程
電話番号：0887-52-5911

③申請者は、申請年度に指定された3つの特別教育のうち、いずれか1つ以上の特別教育を受講し、それにより3つの特別教育を全て修了する者であること。

		前年度までの受講状況			申請年度の受講状況			支給対象
		(小型)車 両系建設機 械特別教育	走行集材 機械運転 業務	(簡易)架 線集材装置 等運転業務 特別教育	(小型)車 両系建設 機械特別 教育	走行集材 機械運転 業務	(簡易)架 線集材装置 等運転業務 特別教育	
パターン1	受講なし	-	-	-	○	○	○	○
パターン2	1つ受講	○	-	-	-	○	○	○
パターン3		-	○	-	○	-	○	○
パターン4		-	-	○	○	○	-	○
パターン5	2つ受講	○	○	-	-	-	○	○
パターン6		○	-	○	-	○	-	○
パターン7		-	○	○	○	-	-	○
パターン8	全て受講	○	○	○	-	-	-	×

4 補助要件（継続活動支援）

- ①会員であること
- ②前年度に60m³/年以上の搬出材積があること
- ③2年連続での利用はできないものとし、通算で3年間（3回）しか利用できないものとする。

5 その他

- ・ 予算に限りがありますので、補助金を活用される方は、「林材業労働災害防止協会高知県支部」に確認してください。
- ・ 交付申請書は速やかに「林材業労働災害防止協会高知県支部」に提出してください。なお、各年度の交付申請書の最終提出期限は、2月28日までとします。

安全装備等の 導入に係る お問合せ先	林材業労働災害防止協会高知県支部 電話番号： <u>088-856-5721</u>
--------------------------	---

傷害総合保険加入促進事業について

小規模林業を実践する者が、作業中、思いがけない事故による怪我への補償に備えておくため、傷害総合保険への加入に対して補助する事業です。

林業の労働災害の発生頻度は、他の産業に比べて非常に高い状況にありますので、傷害総合保険の加入をお勧めします。

1 補助対象経費

傷害総合保険加入に要する掛金

2 補助率

2分の1以内

3 補助上限額

補助金の上限額は、1人当たり1万3千5百円とします。

(※通算で3年間しか利用できないものとします。)

4 補助要件

- ・会員であること
- ・前年度に60m³以上の搬出材積があること。

5 その他

- ・ 保険加入期間は「加入日（申請年4月1日以降）から3月31日まで」としてください。
- ・ 予算に限りがありますので、補助金を活用される方は、「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に確認してください。
- ・ 交付申請書は速やかに「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に提出してください。なお、各年度の交付申請書の最終提出期限は、2月28日までとします。

傷害総合保険
加入促進事業
に関する
お問合せ先

林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）

電話番号：088-856-5721

蜂刺され対策事業について

小規模林業を実践する者が蜂刺され対策として医療機関に支払う経費に対して補助する事業です。

労働安全衛生の向上のため、積極的にご活用願います。

1 補助対象経費

蜂刺され対策として、医療機関に支払う経費

対象経費

- ①蜂アレルギー血液検査
- ②処方登録受託医師診察料
- ③自己注射管理指導料
- ④自動注射器購入費
- ⑤毒液吸い出し救急用具 等

2 補助率

2分の1以内

3 補助上限額

④の自動注射器については1人1個までとし、自動注射器購入費の補助金の額は5千円を上限とします。（※仮に1万2千円の自動注射器を購入した場合、補助金5千円が交付されます。）

（※通算で3年間しか利用できないものとします。）

4 補助要件

- ・会員であること
- ・前年度に60m³以上の搬出材積があること

5 その他

- ・ 予算に限りがありますので、補助金を活用される方は、「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に確認してください。
- ・ 交付申請書は速やかに「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に提出してください。なお、各年度の交付申請書の最終提出期限は、2月28日までとします。

蜂刺され対策
事業に関する
お問合せ先

林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）

電話番号：088-856-5721

令和4年度 高知県立林業大学校短期課程 研修予定表

No	コース	科目	内容	定員	日数	受講料	日程	時間	場所	備考
1	リカレントコース	森林林業・木材産業総論	自然保護、森林文化論、森林認証、木材産業からの全体論 木材利用の促進、木材流通など	【別紙のとおり】						
		公共政策	森林・林業白書、森林計画制度、森林経営計画など							
		森林GIS	森林GISの基本と応用、森林情報の最新技術など							
		木造建築設計	木質構造理論、環境性能設計・耐久性設計、設計・製図							
		木造防災設計	木質構造設計、木造防火設計、建築法規など							
		木材利活用	木造建築施工、建築業からの木材利用、木材加工							
2-1	小規模林業(自伐林家)向け 【高知コース】	小規模養成1-①	安全なかがり木処理の実践、林業現場でのヒヤリハット	10名程度	1	無料	6月22日(水) (予備日24日)	9:00~16:00	労働センター 香美市内森林	
			作業運子(刈)に必要なバックホー操作のコツと実践 (初めに勉強期間茶屋建設機械の操作実習)	10名程度	2	1,040円	5月9日(月) ~10日(火)	9:00~16:00	労働センター センター内森林	
		小規模養成1-②	撤出関係の技術(伐倒・搬出の実践)及び災害に強い作業運子(刈)の技術(中級)	5名程度	4	2,080円	5月11日(水)~13日(金) 5月16日(予備日17日)	9:00~16:00	労働センター 香美市内森林	
			災害に強い作業運子(刈)の技術・ヘアピカープの設定(上級) (初級研修修了済みの者が対象)	5名程度	5	2,600円	9月12日(月) ~16日(金)	9:00~16:00	労働センター 香美市内森林	
小規模養成1-③	チェーンソーの目立てと林業用刃物の研ぎ方	10名程度	1	520円	6月13日(月)	9:00~16:00	労働センター			
2-2	小規模林業(自伐林家)向け 【熊本コース】	小規模養成2-①	安全なかがり木処理の実践、林業現場でのヒヤリハット	10名程度	1	無料	10月13日(木) 予備日10月14日	9:00~16:00	土佐町内	
		小規模養成2-②	撤出関係の技術(伐倒・搬出の実践)及び災害に強い作業運子(刈)の技術	5名程度	4	2,080円	9月27日(火) ~30日(金)	9:00~16:00	土佐町内	
		小規模養成2-③	林内作業車による安全で効率的な林業の実践	10名程度	1	520円	10月24日(月) 予備日10月25日(火)~26日	9:00~16:00	横北近辺	
2-3	小規模林業(自伐林家)向け 【熊本コース】	小規模養成3-①	安全なかがり木処理の実践、林業現場でのヒヤリハット	10名程度	1	無料	12月21日(水) 予備日12月22日(木)	9:00~16:00	四万十市内	
		小規模養成3-②	撤出関係の技術(伐倒・搬出の実践)及び災害に強い作業運子(刈)の技術	5名程度	4	2,080円	10月18日(火) ~21日(金)	9:00~16:00	四万十町内	
		小規模養成3-③	チェーンソーの目立てと林業用刃物の研ぎ方	10名程度	1	520円	9月2日(金)	9:00~16:00	労働センター	
3	木造建築コース	木造建築④ 木造	東京	木造建築の技術的可能性 木材規格と木造建築設計の基本 構造計画・設備計画 木造の運営と課題発見	30名程度	4	無料	7月29日(金) 9月2日(金) 10月14日(金) 12月2日(金)		東京都内 東京都内 東京都内 東京都内
			OL	「森林と建築の関わり(仮)」 原田地司(水増造舎株式会社) 「高知の木造建築-土佐(仮)」 船木誠(船木建築研究所) 未定	100名程度	1	無料	7月8日(金)	19:00~20:30	オンライン
		木造建築⑤ 建築実務者向け講座	サマースクール	建築学生向け集中講座 1日目 大学校舎見学/講義 2日目 隈研吾建築/高知の森見学	10名程度	3	無料	8月24日(水) ~ 8月26日(金)	13:00~17:00 8:30~17:00 8:00~12:30	林業大学校 多目的実習室 梶原町 高知市
			オートムスクール	3日目 牧野植物園(設計:内藤廣) / 竹林寺・納骨堂(設計:堀部安綱) / 高知駅(設計:内藤廣) 見学	10名程度	3	無料	9月7日(水) ~ 9月9日(金)	12:30~17:00 8:30~17:00 8:00~12:30	林業大学校 多目的実習室 梶原町 高知市
			オンライン講座	「木造建築デザイン論」 「木造の鳥居から-構造編」 「木造建築の防火設計」	100名程度	1	無料	未定		オンライン
4	プランナーコース	プランナー①	プランナーを養成する(一次研修) 1日目:提案型集約化地盤の進め方 2日目:間伐理論と作業システム 3日目:経費コスト分析 4日目:作業運と作業システム 5日目:木材市場の把握・プランニングの作成 6日目:森林経営計画の作成実習・1年間のアクションプランの作成	20名程度	6	無料	7月13日(水) 7月29日(金) 8月10日(水) 8月31日(水) 12月1日(木) 12月13日(火)	9:30~16:00 9:00~16:00 9:30~16:30 9:30~16:30 9:30~16:30 9:30~16:00	労働センター ほか	
5	元気の地域創造コース	地域おこし①	特用林産で地域おこし(農産編) 農産の一連の製炭工程や納品・販売などを体験	10名程度	4	2,080円	12月5日(月) 12月6日(火) 12月7日(水) 12月18日(日)	13:30~16:00 9:00~16:00 9:00~16:00 9:00~12:00	梶原町 高知市日置市	
		地域おこし②	特用林産で地域おこし(土佐備後炭編) 土佐備後炭の一連の製炭工程を体験	10名程度	5	2,600円	1月30日(月) 1月31日(火) 2月1日(水) 2月2日(木) 2月3日(金)	13:30~16:00 9:00~16:00 9:00~16:00 9:00~16:00 9:00~12:00	高知市日置市 高知市日置市	
		地域おこし①-1	特用林産で地域おこし(シキミ・サカキ・初級編) シキミ・サカキの栽培方法(実習と実習)、販売方法 県内外の情報、圃場見学、市場見学など	15名程度	3	1,560円	11月18日(金) 11月25日(金) 12月2日(金)	9:00~16:00 9:30~15:00 7:20~14:30	労働センター 土佐町内 土佐花と園芸市場 ほか	
		地域おこし①-2	特用林産で地域おこし(シキミ・サカキ・中級編) シキミの剪定実習	15名程度	1	520円	未定			
		地域おこし③	特用林産で地域おこし(きのこ編) きのこの生産や種類及び栽培方法など	15名程度	3	1,560円	未定			
		地域おこし④	特用林産で地域おこし(山菜編) 山菜の生産や種類及び栽培方法など	15名程度	2	1,040円	未定			
		地域おこし⑤	林業女子関連企画	50名程度	1	無料	未定			
6	技術支援コース	技術指導①	測量設計技術研修 コンパス測量による作業道の設計	10名程度	5	無料	10月3日(月) ~7日(金)	9:00~16:00	労働センター 香美市内森林	
		技術指導②	FD-1操作士養成	10名程度	2	1,040円	11月21日(月) ~22日(火)	9:00~16:00	労働センター	
		技術指導③	樹木保護(入門編)	20名程度	3	1,560円	5月25日(水) 5月26日(木) 5月27日(金)	9:00~16:00 9:00~16:00 9:00~16:00	労働センター 牧野植物園	
		技術指導④-1	ア-ポリスト(特殊伐採技術者)養成 BAT-1,2	10名程度	3	1,560円	未定			
		技術指導④-2	ア-ポリスト(特殊伐採技術者)養成 Tars-1	10名程度	1	520円	未定			
		技術指導⑤	大径木伐倒時の手帳	10名程度	1	520円	1月13日(金)	9:00~16:00	労働センター	
		技術指導⑥	研修指導者養成	20名程度	1	無料	4月6日(水)	9:00~16:00	労働センター	
7	資格取得コース		各種林業関係の資格取得	300名	68	無料	【別紙のとおり】			
8	市町村職員向けコース		森林経営管理に基づく適正な森林管理を行うための林業技術や知識を習得する基礎研修の実施(原則、林業(担負)事務所単位で実施)	34名程度	6	無料	別途、通知します			

受講料は、480円/日に消費税相当額を乗じたもの、最低実施人数は原則3名とする。

令和4年度 高知県立林業大学校短期課程（資格取得コース）



No.	コース	内容	研修日程	定員	日数	取得できる免許資格	資格の付与	経験年数
資格取得コース	小型移動式クレーン運転技能講習①	学科	5月18日(水)～5月19日(木)	10	2	小型移動式クレーン運転技能講習修了証 (高知労働局長登録教習機関登録第64号)	修了試験 合格者	不要
		実技	5月20日(金)					
	小型移動式クレーン運転技能講習②	学科	10月26日(水)～10月27日(木)	10	2			
		実技	10月28日(金)					
	玉掛け技能講習①	学科	7月6日(水)～7月7日(木)	10	2	玉掛け技能講習修了証 (高知労働局長登録教習機関登録第63号)	修了試験 合格者	不要
		実技	7月8日(金)					
	玉掛け技能講習②	学科	11月9日(水)～11月10日(木)	10	2			
		実技	11月11日(金)					
	可搬式林業機械研修①	高知	4月12日(火)～4月15日(金)	10	4	伐木等の業務に係る特別教育修了証 (安衛則第36条第8号)		
	可搬式林業機械研修②	薩北	4月25日(月)～4月28日(木)	10	4	刈払機取扱作業者安全衛生教育修了証 (H12.2.16基発第66号)	修了者	不要
	可搬式林業機械研修③	四万十	1月17日(火)～1月20日(金)	10	4			
	走行農材機械運転業務特別教育①	学科	5月18日(水)	20	1	走行農材機械運転業務特別教育修了証 (安衛則第36条第6号の3)	修了者	不要
		実技	5月19日(木)又は5月30日(月)					
	走行農材機械運転業務特別教育②	学科	9月12日(月)	20	1	※該当機械の運転開始H26年11月30日まで に6ヶ月以上で実技免除(要経歴証明)		
		実技	9月13日(火)又は9月20日(火)					
	伐木等機械運転業務特別教育①	学科	6月1日(水)	20	1	伐木等機械運転業務特別教育修了証 (安衛則第36条第6号の2)	修了者	不要
		実技	6月2日(木)又は6月3日(金)					
	伐木等機械運転業務特別教育②	学科	11月7日(月)	20	1	※該当機械の運転開始H26年11月30日まで に6ヶ月以上で実技免除(要経歴証明)		
		実技	11月8日(火)又は11月9日(水)					
	簡易架線農材装置等運転業務特別教育①	学科	6月6日(月)	10	1	簡易架線農材装置等運転業務 特別教育修了証 (安衛則第36条第7号の2)	修了者	不要
実技		6月7日(火)						
簡易架線農材装置等運転業務特別教育②	学科	9月20日(火)	20	1	※該当機械の運転開始H26年11月30日まで に6ヶ月以上で実技免除(要経歴証明)			
	実技	9月21日(水)又は9月22日(木)						
小型車両系建設機械特別教育①	学科	5月30日(月)	15	1	小型車両系建設機械(登地等)運転 特別教育修了証 (安衛則第36条第9号)	修了者	不要	
	実技	5月31日(火)						
車両系建設機械運転技能講習①	学科	4月4日(月)～4月5日(火)	10	2	車両系建設機械(登地等)運転 技能講習修了証 (高知労働局長登録教習機関登録第66号)	修了試験 合格者	不要	
	実技	4月6日(水)～4月8日(金)						
車両系建設機械運転技能講習②	学科	11月28日(月)～11月29日(火)	10	2				
	実技	11月30日(水)～12月2日(金)						
はし作業安全衛生教育①	学科	7月19日(火)	20	1	はし作業従事者安全教育修了証 (SS9.3.26基発第148号)	修了者	不要	
機械農材装置運転業務特別教育①	学科	7月25日(月)	10	1	機械農材装置運転業務特別教育修了証 (安衛則第36条第7号)	修了者	不要	
	実技	7月26日(火)						
ロープ高所作業特別教育	学科・実技	10月17日(月)【18日(火)予備】	10	1	ロープ高所作業特別 (安衛則第36条第40号)	修了者	不要	
ボランティアコース	チェーンソー特別教育		12月17日(土)～12月18日(日)	10	3	伐木等の業務に係る特別教育修了証 (安衛則第36条第8号)	修了者	不要
			12月24日(土)					
	小型車両系建設機械特別教育	学科	2月4日(土)	15	1	小型車両系建設機械(登地等)運転 特別教育修了証 (安衛則第36条第9号)	修了者	不要
		実技	2月5日(日)					
	玉掛け技能講習	学科	1月21日(土)～1月22日(日)	10	2	玉掛け技能講習修了証 (高知労働局長登録教習機関登録第63号)	修了試験 合格者	不要
実技		1月28日(土)						
小型移動式クレーン運転技能講習	学科	1月7日(土)～1月8日(日)	10	2	小型移動式クレーン運転技能講習修了証 (高知労働局長登録教習機関登録第64号)	修了試験 合格者	不要	
	実技	1月14日(土)						

3 林政経第 322 号
令和 3 年 11 月 24 日

各都道府県知事 殿

林野庁長官

林業労働安全対策の強化について

林業における労働安全については、これまで、労働安全衛生法令に基づく労働災害の防止に向けた取組の徹底を促すとともに、森林・林業基本法（昭和 39 年法律第 161 号）、森林・林業基本計画（平成 28 年 5 月 24 日閣議決定）等に基づいて、林業従事者の育成・確保を図る観点から、労働安全確保に資する技術研修や講習会の開催等の対策を講じてきたところです。

このような中、依然として林業労働災害の発生率が他産業と比べて極めて高い状況にあることに鑑み、本年 6 月に閣議決定した新たな「森林・林業基本計画」において、将来の林業従事者の育成・確保に資する労働環境の改善に向けた対応として、今後 10 年を目途とし、死傷年千人率を半減させることを目指して労働安全対策を強化することとしたところです。そして今般、林業労働安全に資する更なる効果的な対策を講じる観点から、近年の林業労働災害の発生状況の分析結果を基に、労働安全確保に向けた対策を進めるに当たっての留意事項を別添のとおり取りまとめました。

貴県におかれましては、本留意事項を踏まえ、林業労働災害の未然防止に向けた一層の取組の強化をお願いします。

また、本留意事項については、都道府県内の市町村その他林業関係者へ周知していただきますようよろしくお願いいたします。

別添

近年の災害発生状況を踏まえた労働安全確保に向けた留意事項

1 基本的な考え方

我が国の人工林の多くが資源として利用可能な段階を迎える中で、森林の適正な管理及び森林資源の持続的な利用を一層推進することが求められており、森林整備や木材生産活動を担う林業従事者の育成・確保を図る必要があります。

一方で、林業従事者の労働環境については、自然条件下で行う重労働も多く労働負荷が高いことなど、依然として厳しい状況にあることから、その改善が重要です。中でも、他産業と比べて極めて高い労働災害の発生率の改善を図ることは喫緊の課題です。

林業労働災害の防止に関しては、これまでも労働安全衛生法令等に基づく遵守事項の徹底や各種研修等の実施により、対策が図られてきたところですが、更なる効果的な対策を講じる観点から、林業労働災害の発生の傾向を踏まえた重点的な取組が必要です。

本留意事項は、労働安全衛生法令や各種ガイドライン等とあいまって、林業労働災害の予防的観点から、労働安全確保の取組を推進するために、林業経営体の経営者（以下「経営者」という。）及び現場の林業従事者（以下「従事者」という。）において求められる取組を示したもので、国、地方公共団体、林業関係団体、経営者、従事者等の林業関係者がそれぞれの立場において、本留意事項を踏まえた取組を行うことにより、林業労働災害の防止に資することを目的としています。

なお、本留意事項については、今後の林業労働災害の発生状況の分析等を踏まえ、見直しを行うこととします。

2 留意事項

(1) 法令等遵守の徹底

林業労働災害の発生原因には、労働安全衛生法令や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号厚生労働省労働基準局長通知。以下「伐木等作業ガイドライン」という。）等で定めた禁止事項や遵守事項が守られていないことによるものが見受けられます。

ア 経営者に求められる対策

- ・従事者の安全確保の責務及び労働災害が発生した場合の社会的信用の低下、賠償責任等のリスクを負うことを認識すること。
- ・自ら労働安全に関する研修や講習会に参加し、労働安全に関する認識を高めるとともに、労働安全衛生法令や伐木等作業ガイドライン等で定めた禁止事項や遵守事項について、従事者（協力事業者等の従事者も含む。）に対し遵守の徹底を図ること。
- ・法令等で定めるもののほか、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）において定めた作業安全に向けて留意すべき事項等についても十分理解し、幅広く留意すること。

イ 従事者に求められる対策

- ・労働安全衛生法令や伐木等作業ガイドライン等に則った作業方法等の遵守を徹底すること。

(2) 伐木作業等の安全対策強化（参考資料①～⑤）

林業における死亡災害の半数以上は、伐木作業時に発生しており、中でもかかり木処理による事故が多くを占めています。また、死傷災害については、伐木作業時の立木等の激突に加え、チェーンソーによる作業時の切創事故が多く見られます。その他、伐木等機械や走行集材機械などの林業機械による事故も多く発生しています。

ア 経営者に求められる対策

- ・労働安全衛生法令や伐木等作業ガイドライン等の禁止事項及び遵守事項の徹底を図ること。
- ・伐木作業を開始する前には事前調査を実施して作業計画書を作成し、従事者に作業内容や作業安全について認識を共有すること。
- ・作業前ミーティングでは、ヒヤリ・ハット事例の共有や危険予知訓練（以下「KYT 活動」という。）を実施し、管理者と従事者との間のコミュニケーションを図りながら作業時の危険予知を認識させ、類似災害の防止を図ること。
- ・日頃の安全指導等に加えて、伐木技術に資する自社研修の実施や外部研修等への参加を促すことにより、従事者の安全な伐倒技術の向上を図ること。

イ 従事者に求められる対策

- ・伐木作業時には、指差呼称を実施して、安全な伐倒方向を確認すること。
- ・立木の状況に合った正しい受け口切り、追い口切りを行って、受け口と追い口との間につるを正しく残すこと。
- ・労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）における禁止事項（かかっている木の伐倒や浴びせ倒し）を遵守すること。
- ・伐木等作業ガイドラインにおける禁止事項（かかっている木の肩担ぎやかかっている木の元玉切り、かかり木の枝切り）を遵守すること。
- ・チェーンソーによる切創災害を防ぐため、下肢の切創防止用保護衣や作業場所、作業状態等に応じた安全靴その他の適当な履物の着用を徹底すること。また、他の部位についても保護眼鏡、耳栓等の保護具の着用に努めること。
- ・ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ等の車両系木材伐出機械の使用に当たっては、稼働中の機械周囲への立入禁止、転倒又は転落のおそれがある場所で使用する際の誘導者の配置を行うなどの安全対策を徹底すること。

(3) 経験年数の少ない従事者への安全対策強化（参考資料⑥、⑦）

林業における死亡災害は、年齢を問わず、経験年数の少ない従事者に多く発生しています。

ア 経営者に求められる対策

- ・経験年数の少ない従事者に対して、特に作業前のミーティングにおいて、ヒヤリ・ハット事例の共有やKYT 活動を行い、コミュニケーショ

ンを図りながら作業時の危険予知を認識させ、類似災害の防止を図ること。

- ・熟練従事者による安全指導や伐倒技術の向上に係る自社研修の実施、外部研修等への参加を促すことにより、経験年数の少ない従事者の安全な作業技術の向上を図ること。
- ・就業年齢は様々であることから、経験年数の少ない従事者に対しては、年齢に応じた適切な指導や安全対策を講じること。

イ 経験年数の少ない従事者に求められる対策

- ・伐木作業時には、指差呼称を実施して安全な伐倒方向を確認することや立木の状況に合った正しい受け口切り、追い口切りを行って、受け口と追い口との間につるを正しく残すなど伐木の基本的作業方法を遵守すること。
- ・かかり木処理等の対応が困難な場合、熟練従事者の指示を仰ぐなど単独で危険な作業を行わないようすること。

(4) 経験豊富な従事者への安全対策強化（参考資料⑥、⑦）

経験豊富な従事者（いわゆるベテラン従事者）においても、長年の経験を基にした勘による作業や慣れなどによって生じる油断により、死亡災害が多く発生しています。

ア 経営者に求められる対策

- ・ベテラン従事者に対して、基本的な作業方法の遵守の徹底を指導するとともに、外部研修や講習会等への参加を促すなどにより安全意識の向上を図ること。

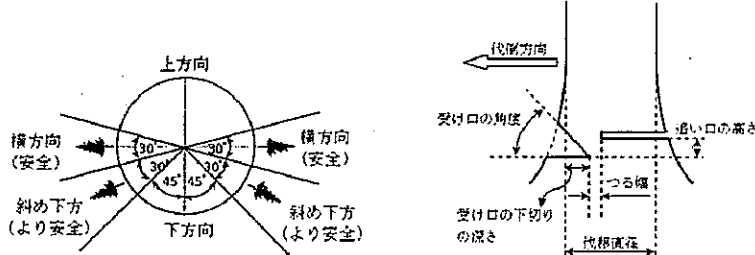
イ ベテラン従事者に求められる対策

- ・伐木作業時には、指差呼称を実施して安全な伐倒方向を確認することや立木の状況に合った正しい受け口切り、追い口切りを行って、受け口と追い口との間につるを正しく残すなど伐木の基本的作業方法を遵守すること。

(参考) 伐木作業及びかかり木処理を行う際の留意事項

○伐木作業の基本的作業方法等

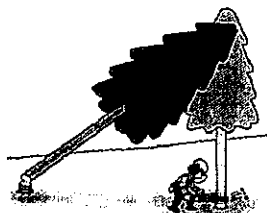
1. 安全な伐倒方向を確認することや正しい受け口切り・追い口切りを行って、受け口と追い口の間につるを正しく残す



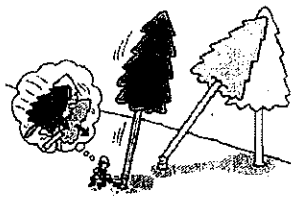
出典：チェーンソーによる伐採等作業の安全に関するガイドライン

○かかり木処理の禁止事項

1. 労働安全衛生規則第478条に定められた禁止事項

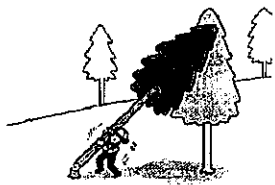


かかられている木の伐倒

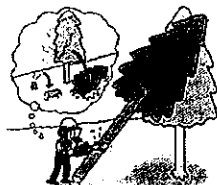


浴びせ倒し

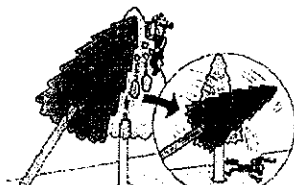
2. チェーンソーによる伐採等作業の安全に関するガイドラインで定められた禁止事項



かかっている木の肩担ぎ



かかっている木の元玉切り



かかり木の枝切り

出典：チェーンソー作業の安全ナビ（林業・木材製造業労働災害防止協会 発行）

(5) 高齢従事者への安全対策強化（参考資料⑧、⑨）

林業における死傷災害は、高齢の従事者において多く発生しています。

ア 経営者に求められる対策

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知）に基づいて、高齢従事者の定期健康診断結果や身体能力を踏まえて作業計画を作成すること。また、高齢従事者の日頃の健康状態に留意し、作業環境や作業内容に配慮し、転倒などの災害を発生させないなど高齢従事者の安全対策を徹底すること。

イ 高齢従事者に求められる対策

- ・日頃より自己の身体機能低下や体力の衰えを認識し、自己の身体能力や健康状態を勘案しながら作業に従事すること。

(6) 小規模な林業経営体の安全対策強化 (参考資料⑩、⑪)

死傷災害の発生状況を事業規模別にみると、小規模な経営体で災害発生リスクが高まる傾向があります。

(経営者に求められる対策)

- ・小規模な林業経営体の経営者は、労働安全衛生法令、各種ガイドラインの遵守の徹底を図るとともに、作業前ミーティングやKYT活動の実施による従事者との安全意識の共有、外部で実施される技術研修や安全講習会等への参加、緊急連絡体制の整備などの安全対策を徹底すること。

(7) 地域や現場の状況に応じた林業労働災害の予防 (参考資料⑫)

林業労働災害は、各都道府県、市町村等、地域の森林の状況や作業システム、現場の状況等によって、災害の種類や発生状況が異なります。

(経営者に求められる対策)

- ・「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(平成11年4月30日付け労働省告示第53号)に基づくリスクマネジメントに取り組むとともに、作業前ミーティングやKYT活動の実施等による労働災害発生リスクの軽減の対策に取り組むこと。
- ・地域における林業労働災害の発生状況等について情報収集に努めるとともに、類似災害を防止するための効果的な災害防止対策を講じること。

(8) 緊急連絡体制の整備 (参考資料⑬)

林業労働災害は、災害発生時に速やかに他の従事者等が認知できないことが多く、災害の重篤化を招くおそれがあります。

ア 経営者に求められる対策

- ・労働災害発生時に速やかな救護等が実施できるよう、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(平成6年7月18日付け基発第461号の3厚生労働省労働基準局長通知)に基づき、携帯電話や無線等の通信機器の配備、救急等への緊急連絡体制の検討・整備、従事者への周知を図るための現地掲示や災害発生時の連絡・救出・搬送訓練などを実施すること。

イ 従事者に求められる対策

- ・通信機器等を常備し、従事者間の連絡を密に行うなどの安全確認を行うこと。また、緊急時の連絡方法の把握に努めるなど、災害発生時の対応について習得しておくこと。

(9) 一人親方等の対応 (参考資料⑭)

林業現場においては、労働安全衛生法令の対象とならない一人親方等においても多くの災害が発生しています。

(一人親方等に求められる対策)

- ・労働安全衛生法令や伐木等作業ガイドライン等の定めにした安全対策に取り組むこと。

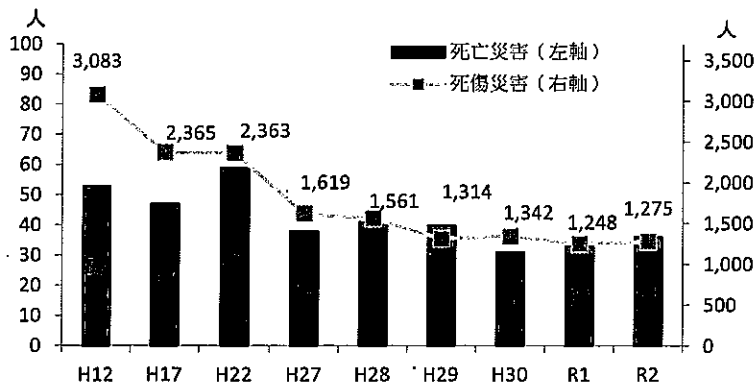
- ・技能向上研修や安全講習会等へ積極的に参加すること。
- ・労働災害の事例やヒヤリ・ハット事例の情報について、意識的に情報収集に努めること。
- ・万が一の事故の発生に備えた、緊急連絡体制の整備や労災保険特別加入制度等の活用について検討すること。

3 その他

林業労働災害は、林業経営者や従事者のみの対応で発生を抑制していくことが難しい面もあります。そのため、地方公共団体等の公的機関や林業経営体における事業の発注にあたっては、工期の設定や事業箇所の決定等の際に労働安全確保に配慮した発注に留意することが必要です。

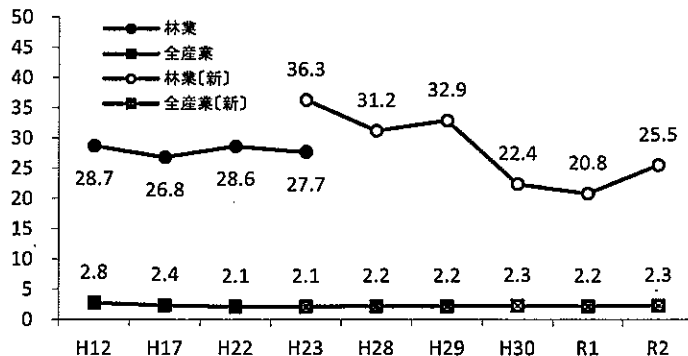
<現 状>

■ 林業死傷災害件数の推移



資料：労働者死傷病報告（厚生労働省）

■ 死傷年千人率の推移



資料：業種別死傷年千人率（厚生労働省）

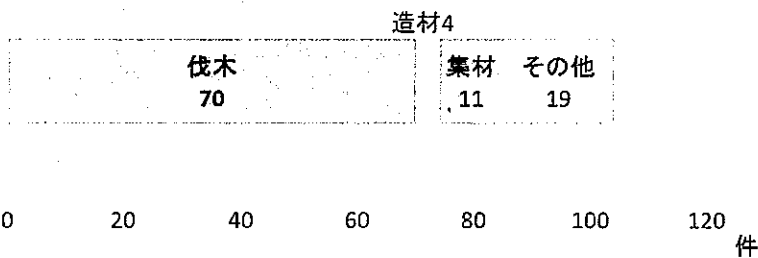
注1：死傷年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数（休業4日以上）の割合。

注2：平成24年より算定基礎を「労働者災害補償保険事業年報」及び「労災保険給付データ」から「労働者死傷病報告書」及び「経務省労働力調査」に変更。

- 林業の死傷災害件数は、長期的には減少しているものの、近年はほぼ横ばい(令和2年は令和元年に比べて増加)
- 林業の死傷年千人率は、全産業の中で最も高い(全産業の10倍以上)

<分 析>

① 作業別の林業死亡災害の発生件数

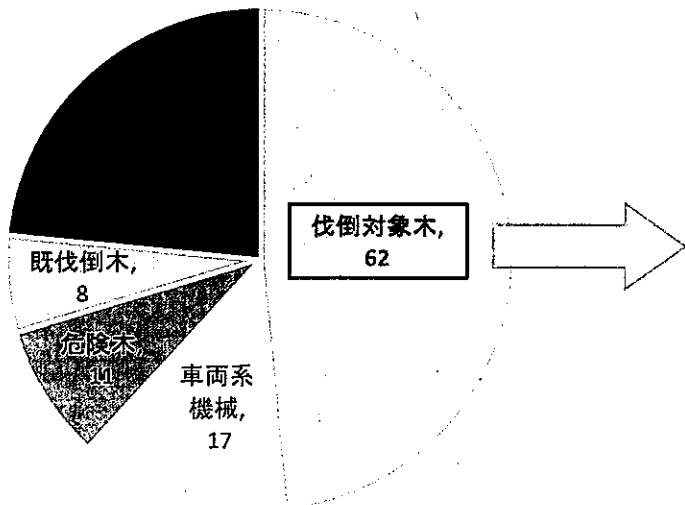


○ 伐木作業時の死亡災害が約7割を占める

資料：林野庁業務資料

注：平成29年から令和元年の死亡災害104件について作業種ごとに分析

② 起因物別の林業死亡事故の発生件数



③ 作業種類と誘因事象による分類

作業種類	誘因事象					
	かかり木が外れ、跳ね	伐倒木と障害物が接触し	伐倒木が裂け	伐倒方向がずれ	なし 不明	
チェーンソー伐倒		11	9	6	5	7
業かかり木処理	19	3				
作業者による						
種 伐倒、伐倒補助				1		
類 不明						1

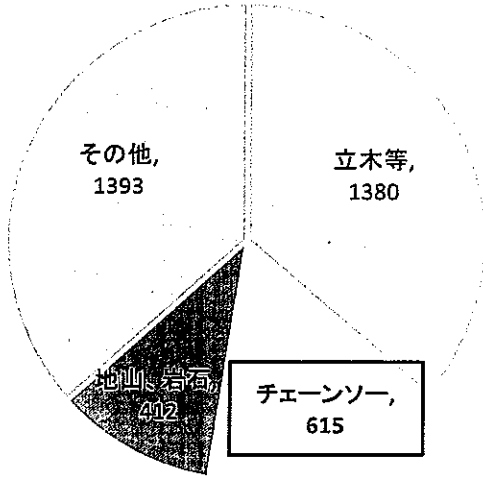
資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より

○ かかり木が関係する死亡災害が多い

資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）を一部改定

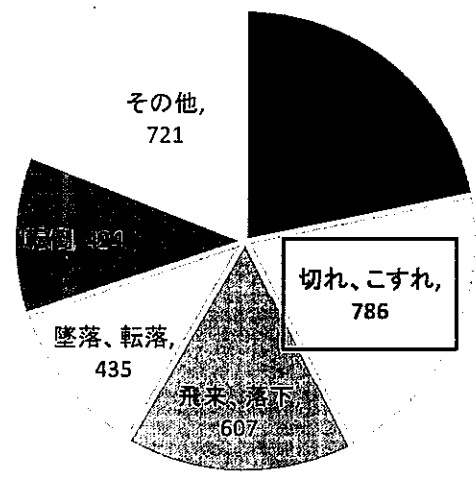
注：平成29年から令和元年の林業死亡災害128件について分析
その他は、地山・岩石、機械集材装置・運材索道等

④起因物別の林業傷害事故の発生件数



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）を一部改変
注：平成29年から令和元年の林業の傷害事故3800件について分析
その他は、その他の一般動力機械や伐木等機械、走行集材機械等

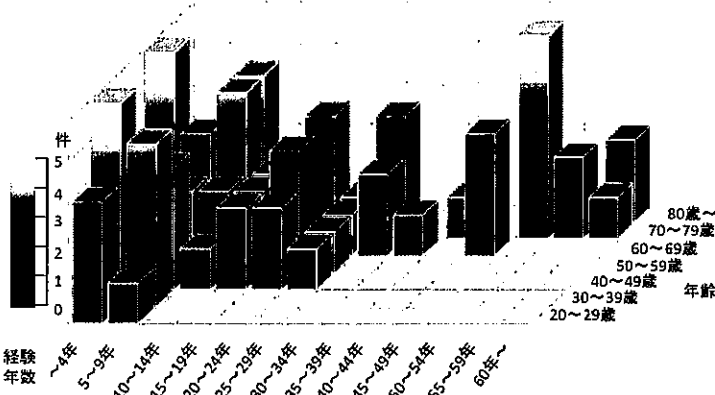
⑤事故の型別の林業傷害事故の発生件数



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）を一部改変
注：平成29年から令和元年の林業の傷害事故3800件について分析
その他は、はさまれ・巻き込まれ、動作の反動・無理な動作等

○チェーンソーによる作業時の切創事故が多い

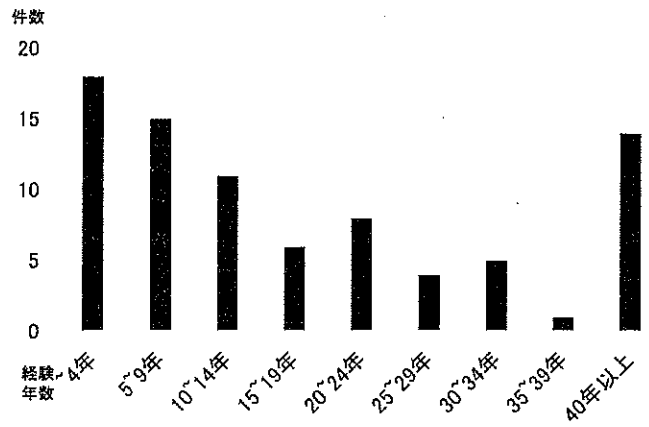
⑥経験年数・年齢別の林業死亡事故件数



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より
注：平成29年から令和元年までの死亡災害82件について分析

○経験の少ない従事者に死亡災害が多い

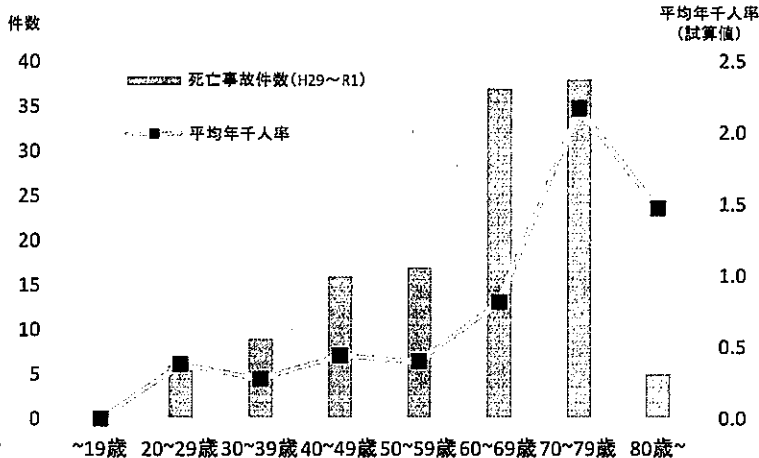
⑦経験年数別の林業死亡事故件数



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）を一部改変
注：平成29年から令和元年までの死亡災害82件について分析

○経験のある従事者でも死亡災害が多い

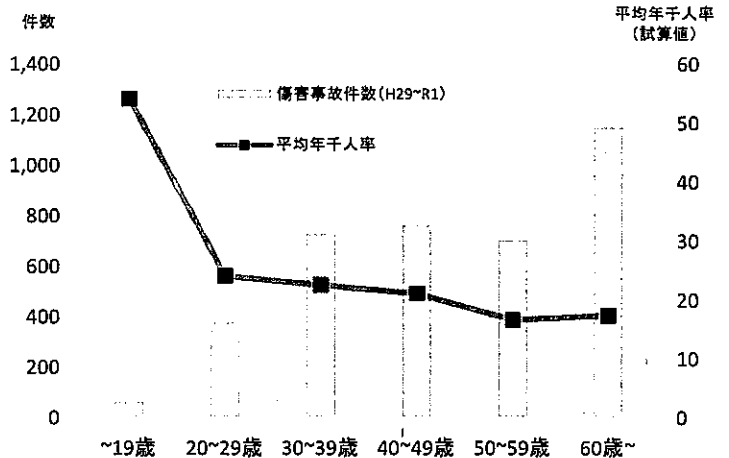
⑧年齢別の林業死亡事故の発生件数



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より
注：平成29年から令和元年までの死亡災害128件について分析

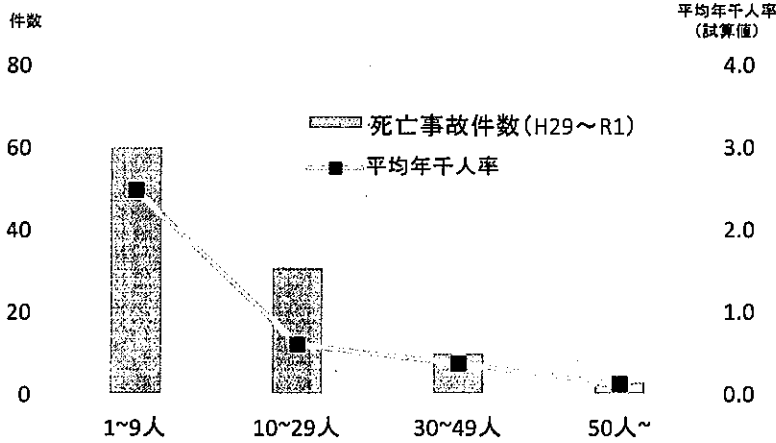
○高齢者の死亡災害・傷害事故が多い

⑨年齢別の林業傷害事故の発生件数



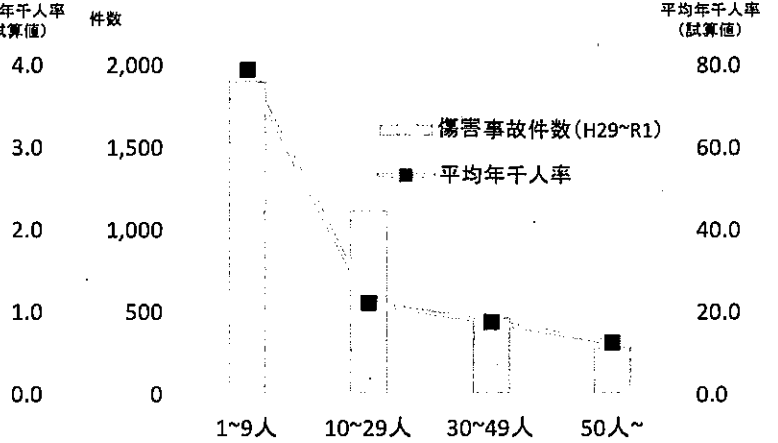
資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より
注：平成29年から令和元年までの傷害災害3800件について分析

⑩経営規模別の死亡事故の発生状況



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より
注：平成29年から令和元年の死亡事故128件について分析

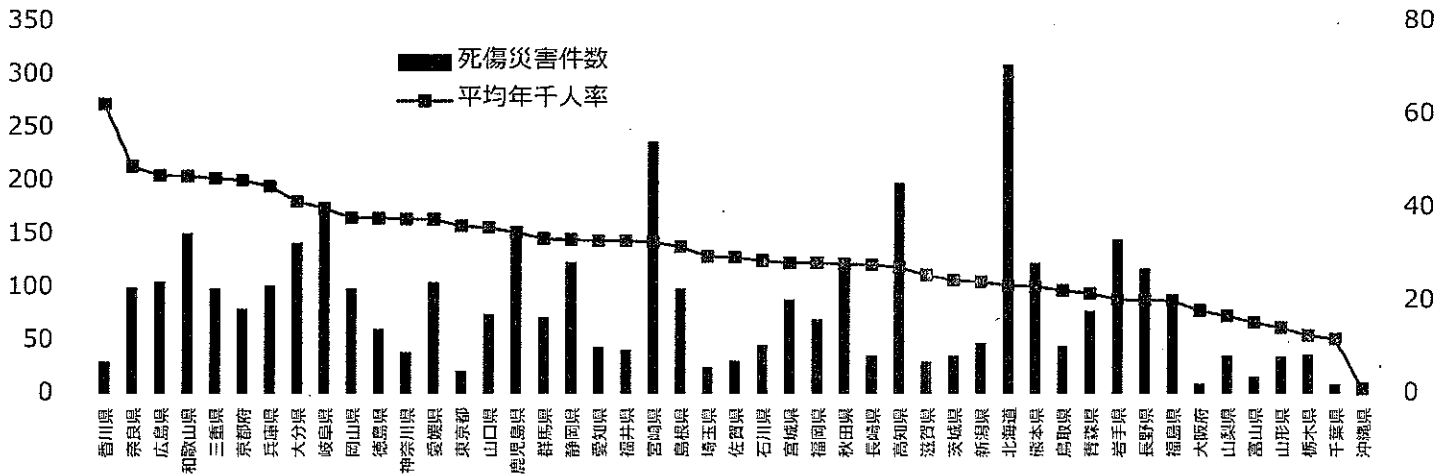
⑪経営規模別の傷害事故の発生状況



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より
注：平成29年から令和元年の傷害事故3800件について分析

○小規模な事業体での発生件数が多い

⑫都道府県別の林業死傷災害の発生状況



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より作成
注：平成29年から令和元年の死傷災害3928件について分析

○都道府県ごとに林業労働災害の発生状況が異なる

⑬死亡災害発生時の状況

- 死亡災害の目撃の状況
 - 目撃された 22件
 - 目撃されていない 79件 (76%)
 - 不明 3件
- 目撃されていない災害での被災者発見までの時間
 - 概ね2時間以内 38件
 - 2時間以上 34件
 - 不明 7件
- 被災者発見状況の例
 - 昼食や帰宅等集合時間に戻ってこないのので探しに行き発見
 - チェーンソーの音が止まったので見に行き発見
 - 通行人がたまたま発見

資料：林野庁業務資料
注：平成29年から令和元年の死亡災害104件の分析

○災害発生を速やかに認知できない

⑭一人親方等の死亡災害件数

	労働者以外の死亡者数 (一人親方、事業主等)	(参考) 労働者の死亡者数
平成26年	8人	42人
平成27年	10人	38人
平成28年	12人	41人
平成29年	5人	40人
平成30年	9人	31人
令和元年	10人	33人
令和2年	6人	36人

資料：林野庁業務資料、厚生労働省「労働者死傷病報告」

○一人親方等も死亡災害が多い

意見交換会資料

小規模林業推進協議会に参加した皆さまの情報交換のため、意見交換の時間を設けました。

他の参加者に聞いてみたいこと、困っていること、教えてあげたいこと等をご発言ください。

例) ・山の確保はどうしているか

- ・技術の習得はどのようにしているか
- ・材の搬出はどのようにしているか

発言の際には、以下のことを簡単に話してから質問内容をお話しください。

1. お名前

2. お住まいの市町村名

3. どのように作業をしているか

1) 一人で／複数（○人）で

2) 自分の山を／他人の山を預かって

3) ○日／年くらい作業をしています 等

令和3年度高知県緊急間伐総合支援事業への市町村嵩上げ支援有無について

事務所	市町村	保育間伐	搬出間伐	作業道	備考
安芸	東洋町	○			
	室戸市	○		○	
	奈半利町				
	田野町				
	安田町				
	北川村	○	○	○	
	馬路村	○			
	安芸市	○	○	○	
	芸西村	○			
中央東	香南市	○		○	
	香美市	○	○	○	
	高知市	○	○	○	
	南国市	○	○		
嶺北	大豊町		○	○	
	本山町	○	○	○	
	土佐町		○	○	
	大川村				
中央西	土佐市				
	いの町	○	○	○	
	仁淀川町	○	○		
	佐川町			○	
	越知町	○	○	○	
	日高村	○	○	○	
須崎	須崎市				
	中土佐町	○	○	○	
	津野町				
	梶原町	○	○		
	四万十町		○	○	
幡多	黒潮町				
	大月町			○	
	三原村			○	
	四万十市			○	
	宿毛市			○	
	土佐清水市				
計	34	17	15	19	

